

生活あんしんサービス提供に伴う請求などに関する規約

第1条 規約の適用

- 本規約は、株式会社テレビ岸和田（以下「TVK」という）と、「生活あんしんサービス利用規約・規定集」を承諾し、KDDIJCOC 株式会社（以下「JCOC」という）より TVK を介して生活あんしんサービス（以下「本サービス」という）の提供を受ける者との間における、料金の請求などについて適用されます。
- TVK および JCOC がホームページその他の手段により通知する事項も、この規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

- TVK は、本規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の規約によります。
- TVK が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
 - 本規約の規定が、「生活あんしんサービス利用規約・規定集」の規定と矛盾または抵触する場合は、「生活あんしんサービス利用規約・規定集」の規定が本規約の規定より優先して適用されるものとします。

第3条 契約の成立利用契約

- 本サービスの提供を受けようとする者が、「生活あんしんサービス利用規約」（以下「利用規約」という）を承諾し、かつ本規約を承認し、別に定める申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、TVK を通じ JCOC に提出し JCOC がこれを承諾したとき、かつ本規約に関しては TVK がこれを承諾したときに、TVK と契約者との間で本規約にかかる契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- 本生活あんしんサービスの申し込みは、TVK のテレビサービス（地デジ・4K BS コース以上）、第1種インターネット接続サービス（ケーブルインターネット・光インターネット）、電話（以下「TVK 基本サービス」という）のいずれかの契約がある場合に限りです。
 - 本生活あんしんサービスの利用開始日は、入会申し込み受付月の翌月1日からとなります。利用終了日は、退会申し込み受付月の末日までとなります。（JCOC が承認した場合）
 - 本生活あんしんサービスの利用開始日および終了日の確認方法は直接 TVK にお問合せいただくか、TVK から発送する「確認書」にて通知いたします。
 - すべての TVK 基本サービスを解約された場合、生活あんしんサービスは退会となります。

第4条 KDDIJCOC に係る債権の譲渡等

契約者は、TVK が利用規約の債権の譲渡に関する規定に基づき、譲渡されるは、契約者に「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところにより TVK に譲り渡すこととされた KDDIJCOC の債権を譲り受け、TVK が請求することを承認していただきます。この場合、TVK は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第5条 料金

- KDDIJCOC が提供する本サービスに係る料金は「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによります。
- 生活あんしん本サービスの月額利用料金は、TVK 基本サービスのご利用料金と合わせて請求いたします。

第6条 請求と支払など

- 契約者は、各月の本サービスの料金を TVK が指定する期日までに、TVK 所定の方法により、支払うものとします。
- おうちプラン、おうち&自転車バックのお取次サービスご利用によって発生した作業料金は、作業時に当該業者に直接支払うものとします。また、自転車プランの付帯保険については、au 損害保険株式会社の取り扱いとなります。

第7条 契約者に係る情報の利用

TVK は、契約者に係る氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先などの情報を、個人情報の保護に関する法律ののっとり、本規約および JCOC が定める本サービスに係る業務の遂行上必要な範囲で適切に利用します。

- TVK は個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- サービスを提供すること（契約管理、料金課金、保守、サポート対応等を含みます。）
- サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査および分析を行うこと
- 個々の契約者に有益と思われる TVK のサービスまたは TVK の業務提携先の商品、サービス等の情報を、郵便、電子メールなどにより送付し、または電話すること
- 契約者から個人情報の取り扱いに関する同意を求めめるために、電子メール、郵便等を送付し、または電話すること。
- その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること
- 前各号にかかわらず、次の場合にあってはその限りではありません
(ア) 法令に基づく場合
(イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき
(ウ) 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることが困難であるとき
(エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、契約者の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- TVK は前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第8条 利用の停止

- TVK は、契約者が本サービスの料金またはその他の債務について支払い期日を経過してもなお支払わない、または支払わないおそれのあるときは、JCOC を通じ本サービスの利用を停止することがあります。
- TVK は、前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、通知催告等何らかの手段を要することなく、契約者による本サービスを停止し、利用契約を解除または契約者の資格を取り消すことができるものとします。なお、本項に基づき本サービスの利用を停止または利用契約を解除された場合であっても、契約者は、当該利用停止日または解除日の属する月にかかる料金の支払義務を免れないものとします。

第9条 契約の解除

「生活あんしんサービス利用規約」の契約の解除に関する規定に基づき、退会し、もしくは契約解除したとき、または前条第1項に規定する事実があるときは、本契約も解除するものとします。なお、契約者は契約解除に伴っても債務の履行を免除されるものではありません。

第10条 債権の保全

TVK が第4条（KDDIJCOC に係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認められた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求められることができるものとします。

第11条 債権回収代行会社などへの回収業務の委託等

契約者が本サービスの料金その他の債務について支払いを怠った場合は、本サービスの提供を受けることができない場合があること、および TVK が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

第12条 紛争の処理

本サービスについて、TVK と契約者の間に紛争が生じた場合、岸和田簡易裁判所または大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

第13条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、TVK および契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附則

本規約は2024年1月1日から施行します。